

## 特集

# 「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」（答申）について

平成18年1月11日に大阪府知事から大阪府市町村合併推進審議会に対して諮問した「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」（以下「構想」という。）の作成について、平成19年9月7日に答申を受けた。



【答申手交】

ここでは、答申で述べられたもののうち主要な部分について、審議会での意見を交えて説明する。

※（ ）内は答申の該当ページを示す。

## 今なぜ市町村合併か（P 1、2）

審議会では、府内市町村を取り巻く厳しい財政状況等に関して多くの意見が交わされた。

### 人口減少、少子高齢化の進展（P 3）

国勢調査をもとに行われた将来推計・人口動向を踏まえ、全国を上回るペースで進展する高齢化や人口減少などの影響による、地域の社会活力の低下が懸念される。

### 構造的な収支不足（P 1、4）

長引く税収の落ち込みや平成16年度における地方交付税等の大幅な削減などの影響により、府内市町村の多くに構造的な収支不足が生じている。

### 地方分権改革の推進（P 1、2）

地方分権改革や道州制の導入に向けた動きの中で、基礎自治体である市町村は、地方分権の受け皿として行財政基盤の強化が求められている。

### 財政健全化法の制定（P 1）

一般会計だけでなく、特別会計を含めた連結収支の公表が義務付けられるなど、これまで以上に、財政運営の健全化が求められている。

また、次のような理由から、特に、財政対応力の比較的乏しい小規模町村の合併に重点を置くべきであるとの意見が交わされた。

### 小規模町村を取り巻く厳しい状況（P 4）

府内市町村は行財政改革に取り組んでいるが、特に小規模町村においては、組織のスリム化などにも限界がある。

### 現行の行政サービスの維持が困難となる

（P 2、7、9）

小規模町村は行政効率が低く、今後、少子高齢化や税収の低迷などにより、現行の行政サービスの維持が困難となることが懸念される。

上記の状況を踏まえて、府内市町村は、市町村の行財政基盤を強化する上で極めて有効な手段である市町村合併も視野に入れて、行政だけでなく、議会そして住民が将来の市町村の姿を、自らのこととして、真剣に考える時期に来ている。

## 大阪都市圏における望ましい市町村の姿（P 6、7）

将来の市町村の姿を考えるにあたって、大阪都市

圏における望ましい市町村の姿について、次のような意見が交わされた。

#### 人口20万～30万人程度の規模

行政経費面から最も効率的である規模を検討するとともに、専任組織の設置や専門職員の配置について行政組織の規模を基準に検討し、20万～30万人程度の規模が最も効率的であると結論付けている。

#### 中核市・特例市並みの権能

今後、予想される地方分権改革の進展や道州制の導入を踏まえ、中・長期的な視点から、中核市・特例市並みの権能を備えることが望ましい。

#### 規模の効果

災害など一時的な財政負担が生じた場合においても、財政規模が大きいほど住民サービスや負担への影響を抑制することが可能となる。

#### 官民協働の推進

市町村が一定規模の人口を備えることにより、NPOを立ち上げる住民が増えるなどの地域活動の活発化や担い手の重層化が図れる。

### **構想対象市町村の組合せ（P 8）**

次の理由から、本答申において一通りの組合せを示すのは困難との結論に至った。

#### 狭い地域に多くの自治体がある

大阪都市圏においては、行政区域を越えて市街地が連担しており、日常生活圏が行政区域を大きく越えている。

#### 合併新法期限内での実現可能性

市町村の合併の特例等に関する法律が平成22年3月までの時限立法であることを見据え、具体的な動きがあった場合に、構想対象市町村に位置づけることが現実的である。

そのため、本答申においては、次のような方向性を示すにとどめている。

#### 人口2万未満の小規模町村に重点を置く

一定の行財政基盤を確保する観点から、行政

効率が低く、財政対応力が比較的乏しい人口2万未満の小規模町村は、近隣の比較的規模の大きい市との合併を早急に検討する必要がある。

#### 近隣の比較的規模の大きい市との合併

合併要請を受けた市においても、中核市・特例市並みの権能を持った基礎自治体を実現するためのステップとして、合併を真剣に検討する必要がある。

#### 具体的な組合せ

千早赤阪村から大阪府に対して、河内長野市との合併推進について協力要請がなされたことを踏まえ、今後、合併協議会設置の合意が得られるなど具体的な取組が進めば、構想対象市町村に位置づける必要がある。

### **自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置（P 9）**

合併を推進するために必要な措置について、次のような意見が交わされた。

#### 合併効果の発現には時間を要する

合併による効率化の効果が発現するには10年程度を要し、合併後数年間は、むしろ負担増となることが多い。

#### 大阪府の人的・財政的支援

国の支援策を積極的に活用するとともに、大阪府は、職員派遣などの人的支援と、合併後の行財政運営が軌道に乗るまでの間、新市の行財政運営を支援する包括的な交付金制度を創設するなどの財政的支援を積極的に行う必要がある。

### **まとめ（P 7、9）**

「夕張問題」を契機として、市町村財政に関する住民の意識が高まっている中で、住民、市町村、そして大阪府の果たすべき役割について、次のような意見が交わされた。

#### 住民の果たすべき役割

住民一人ひとりが、自分のまちが将来にわたって安定的に行政サービスを提供していけるの

かどうかを真剣に考え、自分のまちに強い関心を持ってチェックしていくことが重要である。

### 市町村の果たすべき役割

市町村は、将来の財政見通し及び健全化方策、合併を選択するかどうかなど、住民が必要とする情報を分かりやすく提示しなければならない。また、安定的な行政サービスを提供していくための方策について、住民の声を反映しながら、議会において様々な角度から議論していかなければならない。

### 大阪府の果たすべき役割

大阪府は、広域自治体として、住民及び市町村が地域の将来を考える上で参考となる情報を積極的に発信し、関係市町村間の調整を図り、合併協議を促進する必要がある。

### 参考

- ・大阪府市町村合併HP

<http://www.pref.osaka.jp/shichoson/gappei/index.html>

大阪府知事 様

合併審第15号  
平成19年9月7日

大阪府市町村合併推進審議会  
会長 宮本 勝浩

「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」について（答申）

平成18年1月11日付け市第3288号で審問のあった標記について、下記のとおり答申します。

#### 記

本審議会は平成18年1月に太田知事から審問を受けて以来、1年8ヶ月にわたって、「子や孫の世代に引き継ぐことが出来る基礎自治体のあるべき姿はどのようなものか」という観点から、精力的に議論を重ねてきた。

「いままぜ大阪において市町村合併が必要なのか」、「旧法下でなぜ合併が進まなかったのか」、「人口減少・少子高齢化というかつて経験したことのない社会の中で市町村が持続可能な行政サービスをいかに提供していけるのか」などの問題意識のもと、これからの時代にふさわしい基礎自治体の持つべき権能や公民協働などの役割、そして行財政基盤のありようなど、現在の府内市町村の置かれている状況や将来見通しも含め多面的な分析と検討を行ってきた。

その結果、昨年7月31日には『大阪都市圏における望ましい市町村の姿』を「中間まとめ」として示すとともに、今般、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」（以下「構想」という）作成のための答申をとりまとめるに至った。

これからの地方分権改革の実現や道州制の実現を視野に入れてみると、基礎自治体は特別市や中核市並みの権能を有する20～30万人以上の規模の市に再編していくことが望ましい。構想対象市町村については、市街地連担地域という府域の特性からあえて一通りの組合せを示すことはしなかったが、市町村の合併の併合に関する法律（平成16年法律第59号）の期限が平成22年3月までであることに鑑みると、財政対応力が比較的に乏しく、将来的に望まれる市町村の権能や組織体制などの面から見ても課題を有する小規模町村に重点を置いて、隣接市との自主的な合併を推進することが現実的である。

こうした本審議会の議論に合わせ、河内長野市と千早赤阪村との合併を目指した端緒が開かれようとしている。今後、市と村で合併協議会設置の合意が得られるなど具体的な取り組みが進めば、大阪府においては速やかに「構想」に位置づけ、本答申に示したようにより人的・財政的に最大限の支援を行うことが求められるところである。

また、府内市町村においても、このような動きを機に、住民・議会とともに地域の将来を真摯に議論し、あるべき姿を目指した取組みを積極的に進めることが期待される。

大阪府においては、こうした府内市町村の取組みが進むようサポートするとともに、市町村合併が実現した新市に対しては、その建設が円滑に進むよう、より一層積極的な支援に努めるべきであることを申し述べ、標記について答申する。

**1 はじめに****(1) 今なぜ市町村合併か**

- ・地方分権、人口減少、少子高齢化が進展する中、地域資源を最大限に活用し、官民協働による持続可能で豊かな地域社会の形成が求められている。
- ・行財政基盤を強化する上で、市町村合併は極めて有効な手段である。

**(2) 合併旧法下での取組**

- ・「大阪府市町村合併推進要綱」（平成12年12月）において30通りの合併パターンを提示。11研究会、6合併協議会が設置され、34市町村（77%）が参画。8市町で住民投票が実施され、6市町が反対多数。堺市と美原町との合併のみ成立。
- ・合併が進まなかった要因としては、合併の意義やメリットが住民に十分浸透しなかったこと、各市町村において行革を推進すれば、合併しなくてもやっていけるのではないかという住民意識があったことが考えられる。

**(3) 財政健全化法の制定**

- ・地方交付税等が大幅に削減され、小規模市町村において財政運営は深刻化。
- ・夕張問題を契機に「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が制定され、市町村は新たに連結実質赤字比率や将来負担比率などを議会に報告し、公表することとなる。

**(4) 道州制に向けた議論と合併新法の期限**

- ・道州制が実現すれば、都道府県事務の大部分が移管される。市町村合併の推進による行財政基盤の強化が強く要請される。
- ・合併新法期限が平成22年3月であることを鑑みると、本構想によって推進する市町村合併は、財政対応力が比較的乏しい小規模市町村に重点を置かざるを得ない。

**2 府内市町村を取り巻く状況及び将来見通し****(1) 人口減少、少子高齢化の進展**

- ・2000年の880万人から2030年には、766万人に減少。大阪府は、全国を上回るスピードで高齢化が進展。後期高齢者（75歳以上）の割合が高まる。府域内で人口動態にばらつきが生じ、地域によっては社会活力の低下が懸念される。

**(2) 行財政運営の現状と課題****① 行財政運営の現状**

- ・府内市町村の多くは、構造的に収支が不足している。財政調整基金などが底をついている市町村もある。
- ・特に、小規模町村において、地方交付税等の削減の影響が大きい。

**② 行財政運営における課題**

- ・今後の厳しい財政制約などを勘案すると、住民サービスをこれまでどおり継続することは不可能に近い。
- ・住民や地域の手で担っていきけるサービスについては、住民との協働を進める仕組みを創りだしていくことも必要。

**③ 歳出・歳入一体改革**

- ・税収の伸びが期待できない市町村においては、地方交付税等の減少の影響を強く受けるため、公共施設の維持更新や耐震化などの最低限の投資を行うことも困難となりかねない。

**3 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項****(1) 大阪都市圏における望ましい市町村の姿**

地方分権改革の進展や道州制の導入などを視野に入れると、府内市町村は、基礎自治体としての能力向上や官民協働推進の観点から、中核市・特例市並みの権能を備えることが望ましい。

- ・行政経費面では、人口20万～30万人程度が最も効率的
- ・行政組織面では、規模が大きいほど専任組織の設置や専門職員の配置が可能
- ・災害など一時的な財政負担が生じた場合でも、財政規模が大きいほど住民サービスなどへの負担を抑制することが可能
- ・行政区画が拡大することにより、効率的・効果的な公共施設の整備・再配置や、広域的な一体性のあるまちづくりが可能
- ・官民協働の地域経営を進めていく上で、地域活動の活動内容の多様化や担い手の重層化が可能

**(2) 自主的な合併推進の必要性**

- ・市町村合併は、行政効率を飛躍的に拡大させるとともに、行政の専門性の向上や行財政基盤の強化を可能とする。
- ・市町村は、持続可能で安定的な行政サービスを提供していくための手法の一つとして、合併について住民・議会とともに真剣に検討する必要がある。とりわけ、小規模市町村にあっては合併を早急に検討する必要がある。

**(3) 合併推進に関する基本的な考え方**

- ・「夕張問題」以降、住民の市町村財政に対する関心は高まっており、住民一人ひとりが自分のまちの将来に強い関心を持ちチェックしていくことが重要。
- ・市町村は、将来の財政見通しや合併の選択等について住民に分かりやすく提示するとともに、安定的に行政サービスを提供していくための方策について、住民の声を反映しながら、議会において様々な角度から議論していくことが必要。
- ・大阪府は、住民及び市町村が地域の将来を考える参考となる情報の発信、合併が円滑に行われるよう関係市町村の調整や合併協議の促進、合併後のまちづくりの支援などを積極的に行うことが必要。

#### 4 構想対象市町村の組合せ

##### (1) 組合せに対する基本的な考え方

- 大阪都市圏は、行政区域を越えて市街地が連担しており、一通りの合併の組合せを示すことは難しいことから、将来的に望ましい市町村の姿や検討の方向性を示すにとどめる。
- 合併新法期限（平成22年3月）を鑑みると、法定協議会を設置するなど具体的な動きがあった場合に、構想対象市町村に位置づける。
- 市町村の動向に応じ適宜追加・修正していく。
- 「大阪府市町村合併推進要綱」（平成12年12月）で示された合併パターンは、中長期的な観点から合併を推進していく上で参考となる。

##### (2) 合併新法期限内の取組

- 合併新法で付与された、都道府県及び知事の「合併推進構想の作成」及び「合併協議会設置の勧告」などの権能を適切に行使することにより、自主的な合併を推進していくことが望まれる。
- 合併新法期限が平成22年3月までであることを鑑みると、行政効率が低く、財政対応力が比較的乏しい小規模市町村に重点を置かざるを得ない。
- 人口2万未満の小規模町村が合併を検討する場合、近隣の比較的規模の大きい市との合併を検討することが望まれる。
- 合併の要請を受けた市は、中・長期的には特例市・中核市並みの権限を持った基礎自治体の実現に向け、小規模町村との合併を進めていくことが望ましい。

##### (3) 具体的な組合せ

- 河内長野市と千早赤阪村の合併については、村から府に対し、河内長野市との合併推進について協力要請がなされたことを踏まえ、今後、市と村で合併協議会設置の合意が得られるなど具体的な取組が進めば、速やかに「構想」に位置づける必要がある。

#### 5 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

大阪府は、国の支援策を積極的に活用するとともに、府独自の支援策をまとめた、「大阪府新市町村合併支援プラン（仮称）」を策定することが望ましい。また、構想対象市町村の組合せごとに、「地域版支援計画（仮称）」を策定するなど、合併後のまちづくりを積極的に支援していくことが望ましい。

##### (1) 合併に向けた支援

- 大阪府は、合併を具体的に検討する市町村に対して、合併に関する制度や支援措置などの情報提供や、先事例などに基づき助言を行うとともに、財政的な支援や必要に応じ職員を派遣することが望まれる。

特に小規模町村は、合併も視野に入れて、まちの将来のあり方を早急に検討していく必要があることから、大阪府は市町村の検討を促すため次のような取組を行っていくことが望ましい。

- 府内市町村の行財政運営に関する客観データを示す  
（将来の人口推計、一般財源の推移、職員定数、積立基金現在高や取崩状況など）
- 各市町村が将来の財政推計やまちの将来の姿を住民、議会に明らかにするとともに、まちの将来のあり方について議論するよう促す

##### (2) 合併後の支援

- 大阪府は、特に財政状況の厳しい小規模町村を編入する市に対しては、初期投資やまちづくりに対する補助だけでなく、合併後の行財政運営が軌道に乗るまでの間、現行の特例措置を勘案しながら、新市の行財政運営を支援する包括的な交付金制度を創設するなど積極的に支援していくことが望まれる。
- 大阪府は、編入する市と編入される市町村の歴史、文化などの地域資源を活用した新市の官民協働の取組に対し、積極的に支援することが望まれる。

## 「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」

(答申)

平成 19 年 9 月

大阪府市町村合併推進審議会

## 目次

1. はじめに	
(1) 今なぜ市町村合併か	1
(2) 合併旧法下での取組	1
(3) 財政健全化法の制定	1
(4) 道州制に向けた議論と合併新法の期限	2
2. 府内市町村を取り巻く状況及び将来見通し	
(1) 人口減少、少子高齢化の進展	3
(2) 行財政運営の現状と課題	4
①行財政運営の現状	4
②行財政運営における課題	5
③歳出・歳入一体改革	5
3. 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項	
(1) 大阪都市圏における望ましい市町村の姿	6
(2) 自主的な合併推進の必要性	7
(3) 合併推進に関する基本的な考え方	7
4. 構想対象市町村の組合せ	
(1) 組合せに対する基本的な考え方	8
(2) 合併新法期限内の取組	8
(3) 具体的な組合せ	8
5. 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置	
(1) 合併に向けた支援	9
(2) 合併後の支援	9
～資料～	11

## 1. はじめに

### (1) 今なぜ市町村合併か

今後、人口減少や少子高齢化が進展する中で、市町村においては、地域資源を最大限に活用して、官民協働により、持続可能な豊かな地域社会を形成していくことが求められている。

また、地方分権改革、道州制に向けた動きの中で、補完性の原理のもと、まちづくり、コミュニティ振興、保健、介護、社会福祉、子育て支援、教育、消防、一般廃棄物処理など住民に身近な行政サービスを担う基礎自治体の財政基盤の強化が求められている。

市町村合併は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、将来にわたる持続的かつ安定した行政サービスの提供を目指して、より最適な規模を構築する営みである。

今後、住民サービスの提供主体としての役割を強化し、官民協働のまちづくりを進めるとともに、地方分権の受け皿として行財政基盤を強化する上で、市町村合併は極めて有効な手段である。

### (2) 合併旧法下での取組

平成 11 年法律第 87 号による改正後の市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併旧法」という。）のもとで、大阪府は「大阪府市町村合併推進要綱」（平成 12 年 12 月）において、30 通りの合併パターンを提示し、議論を喚起した。

府内においては、11 研究会、6 合併協議会が設置され、84 市町村（77%）が合併問題に取り組んだ。このうち 4 合併協議会において協議がまとまる段階まで進展したものの、8 市町村において住民投票が実施され、6 市町村が反対多数（叩町は賛成多数、門真市は投票率 50%未満のため開票せず）となった。

結果的に合併が成立したのは、堺市と美原町（平成 17 年 2 月 1 日合併）の 1 件のみであった。大阪府内で合併が進まなかった要因としては、合併の意義やメリットが住民に十分に浸透しなかったこと、各市町村において行財政改革を推進すれば合併しなくてもやっていけるのではないかという住民意識があったことなどが考えられる。

### (3) 財政健全化法の制定

合併に関する住民投票が実施された平成 16 年度において、地方交付税等が大幅に削減（全国ベースで▲2.9兆円、▲12%）された。その後、地方交付税等の水準は回復せず、特に小規模市町村において、財政運営は深刻さを増している。

先般、「夕張問題」を契機として、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）が制定された。市町村は、平成 19 年度決算から新たに連結実質赤字比率や将来負担比率などを議会に報告し、公表することとなる。平成 20 年度決算におけるこれらの比率が「早期健全化基準」以上となる場合は、議会の議決を経て、「財政健全化計画」を定めなければならない。

執行機関と議会には、将来の財政見通し及び健全化方策、合併を選択するかどうかなどについて、住民に分かりやすく提示するとともに、財政運営の健全化を図っていく責務がある。

### (4) 道州制に向けた議論と合併新法の期限

数年来、道州制に向けた動きが具体化しつつあるが、道州制が実現すれば、現在都道府県が行っている事務の大部分が基礎自治体に移管されることとなる。今後、住民の身近なところで自己決定できる一定の人口規模、財政規模を有する基礎自治体を形成するため、市町村合併の推進による行財政基盤の強化が強く要請されることとなる。

一方、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）の期限が平成 22 年 3 月までであることを鑑みると、本構想によって推進する市町村合併は、行政効率も低く、また、財政対応力が比較的乏しい小規模市町村に重点を置かざるを得ない。

2. 府内市町村を取り巻く状況及び将来見通し

(1) 人口減少、少子高齢化の進展

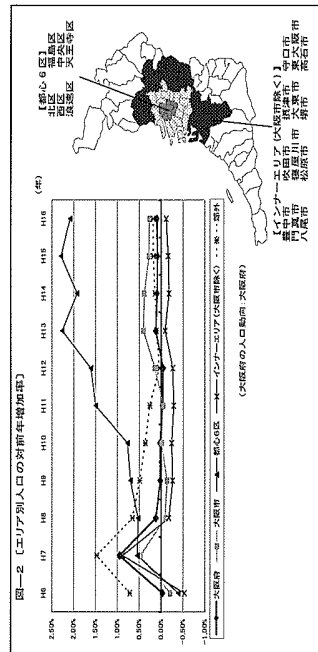
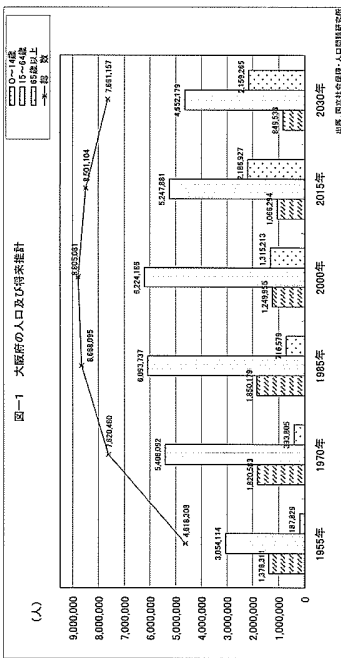
平成 12 年の国勢調査をもとに国立社会保障・人口問題研究所が行った将来推計によると、大阪府の人口は、平成 12 (2000) 年の 880 万人から、平成 42 (2030) 年には 766 万人に減少すると見込まれる。【図-1】

大阪府においては、当面、全国を上回るスピードで高齢化が進展する。また、老齢人口の中でも、後期高齢者 (75 歳以上) の割合が高まることが予想される。

人口減少と少子高齢化は、市町村財政に税収の減少、単独の老人福祉費の増大などの影響を及ぼす。

なお、上記の将来推計において仮定された出生率より実績が下回っているため、多際には、この将来推計よりも人口減少、少子高齢化が進むことが予想される。

近年の人口動向を見ると、都心 6 区に人口が回帰する一方、大阪市周辺のインナーエリアでは継続的に人口が減少しており、郊外では、人口増加率が低下しつつある今後、地域によっては社会活力の低下が懸念される。【図-2】



(2) 行財政運営の現状と課題

① 行財政運営の現状

近年、府内市町村の多くは、長引く税収の落ち込みや平成 16 年度における地方交付税等の大幅な削減などの影響により、構造的に収支不足が生じている。職員定数削減、給与カットや積立金の取崩しなどによって、かろうじて収支均衡を保っているものの財政調整基金などが底をついている市町村もある。【図-3】

各市町村において、事務事業の見直しや定数削減など組織のスリム化を図っているが、特に小規模市町村においては、組織のスリム化などにも限界があるため、財政の対応力が乏しい。

平成 16 年度に地方交付税等が削減された影響をみると、府内の市より、町村 (特に入人口 2 万人未満) において、一般財源 (税、地方交付税、臨時財政対策債) の減少率が大きい。【図-4】

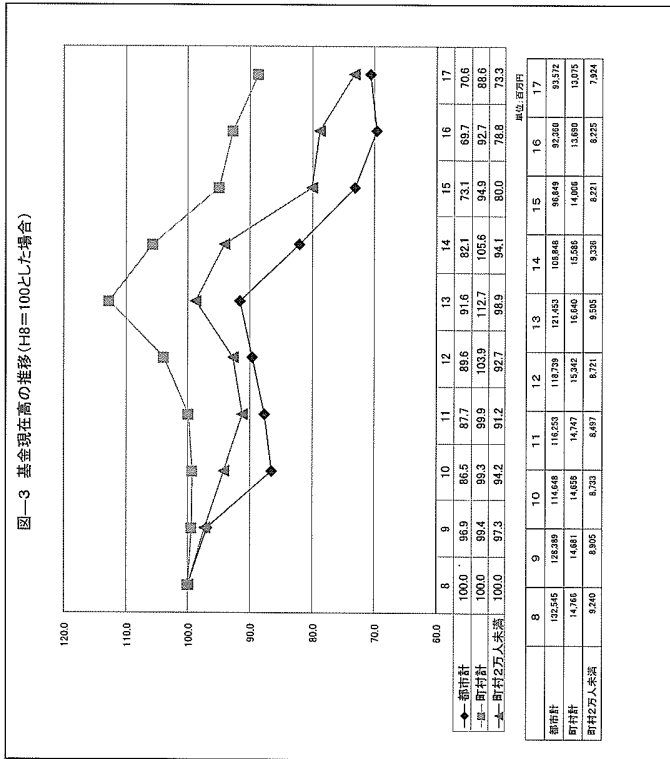
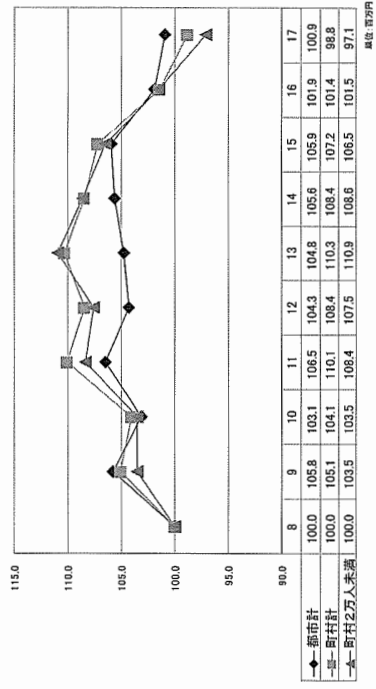




図4 地方税と地方交付税額(臨財含む)の推移(+8=100とした場合)



年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
都府県計	1,076,578	1,137,672	1,108,899	1,145,347	1,172,665	1,136,477	1,138,737	1,056,600	1,094,732	
市町村計	42,539	44,686	44,333	46,620	46,096	46,900	46,120	45,603	43,154	42,043
一市一町村2万人未満	24,307	25,280	25,193	26,451	26,191	27,268	26,792	26,168	25,069	24,029

### ②行財政運営における課題

今後、府内市町村においては、学校や会館などの公共施設が、大量に更新時期を迎える。更新に当たっては、人口構造や住民ニーズの変化に対応して、施設の利用変更や統廃合、あるいは機能の高度化を図り、利便性と効率性の均衡を図っていく必要がある。その際、施設の耐震化も計画的に進めていく必要がある。

近年、保健・福祉などの制度拡充に伴って、市町村の活動範囲は、質・量ともに飛躍的に増大してきた。今後の厳しい財政制約を勘案すると、こうした住民サービスをこれまでどおり継続していくことは不可能に近い。今後、社会情勢の変化に対応して、真に支援を必要とする人たちへの施策に重点化を図っていく必要がある。さらに、住民や地域の手で担っていくサービスについては、住民との協働を進める仕組みを創り出していくことも必要である。

### ③歳出・歳入一体改革

骨太方針2006においては、歳出・歳入一体改革の今後5年間の方向付けがなされた。その初年度となる、平成19年度の地方財政計画においては、税が大幅に伸びる(+2.5兆円)一方、地方交付税等が縮減(▲1.0兆円)された。

税収の伸びが期待できない市町村においては、地方交付税等の減少の影響を強く受ける。この傾向が今後5年間続くことになれば、公共施設の更新や耐震化などの最低限の投資を行っていくことも困難となりがねない。

第二期の地方分権改革において、税源移譲などにより地方の一般財源が拡充されることが切に望まれる。

### 3. 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

#### (1) 大阪都市圏における望ましい市町村の姿

人口一人当たりの行政経費を見ると、人口20万~30万人程度の規模が、最も効果的であると言える。【表-1】

また、行政組織面では、規模が大きいほど専任組織の設置やより多くの専門職員の配置が可能になるとともに、上下水道や国民健康保険、介護保険なども安定的に運営できる。【表-2】

一方、災害など一時的な財政負担が生じた場合においても、自治体の財政規模が大きいか住民サービスや負担への影響を抑制することが可能となる。さらに、行政区域が拡大することにより、効果的・効果的な公共施設の整備・再配置や、広域的な一体性のあるまちづくりが可能となる。また、官民協働の地域経営を進めていく上で、地域活動の活動内容の多様化や担い手の重層化も図られる。

今後、予想される地方分権改革の進展や道州制の導入などを視野に入れると、府内市町村は、基礎自治体としての能力向上や官民協働推進の観点から、中核市・特例市並みの権能を備えることが望ましい。

表-1 府内市町村(大阪市を除く)の人口1人当たり行政経費 (単位:円)

人口区分( )内は団体数	議会費	総務費	社会福祉費	老人福祉費	保健衛生費	清掃費	教育費
人口30万人以上 (6)	1,900	29,453	14,565	12,758	9,601	16,129	31,737
人口30万人未満 (4)	2,405	28,290	13,626	11,263	8,055	15,643	30,473
人口20万人未満 (10)	3,151	35,003	13,701	11,995	9,606	18,119	30,000
人口10万人未満 (12)	4,357	37,294	13,006	12,508	10,173	19,822	32,265
人口5万人未満 (3)	4,910	47,000	12,252	11,658	9,008	20,417	33,876
人口2万人未満 (7)	9,666	72,707	23,260	14,911	12,557	24,865	44,083

※各人口区分において平成7年度から平成16年度の一般財源充当額(人口一人あたり)を平均して算出

表-2 職員数及び選任組織設置率 (単位:%)

人口区分( )内は団体数	職員数(人)	企画	行政改革	危機管理	女性政策	環境政策	産業政策
人口30万人以上 (6)	3,993	83.3	100.0	83.3	83.3	83.3	83.3
人口30万人未満 (4)	2,094	100.0	100.0	75.0	100.0	100.0	25.0
人口20万人未満 (10)	1,195	80.0	70.0	60.0	50.0	50.0	30.0
人口10万人未満 (12)	796	75.0	58.3	50.0	25.0	50.0	33.3
人口5万人未満 (3)	319	66.6	0.0	0.0	0.0	10.0	33.3
人口2万人未満 (7)	170	0.0	14.3	14.3	0.0	0.0	14.3

平成18年1月現在

#### (2) 自主的な合併推進の必要性

市町村合併は、行政効率を飛躍的に増大させるとともに、行政の専門性の向上や財政基盤の強化を可能とするものである。

比較的規模の大きい市にあっては、合併によって特例市や中核市を目指すことが可能となり、市の権能を拡大させることによって住民により多くのサービスが提供できるようになる。

また、大阪都市圏のように、都市が連担し一体性のある地域ほど、合併による合理化・効率化の効果が期待できる。

市町村は、子や孫の代まで安心して暮らせる、持続可能な行政サービスを提供していくための手法の一つとして、合併について住民・議会とも真剣に検討する必要がある。とりわけ、小規模市町村にあっては行政効率が低く、また、少子高齢化や地方交付税改革などが財政に与える影響が大きいため、合併を早急に検討する必要がある。

#### (3) 合併推進に関する基本的な考え方

万が一、市町村が財政再建団体に転落した場合、税・使用料・手数料などの負担増や医療給付などの行政サービスの低下により、住民生活を取り巻く環境が急激に変化することとなる。「夕張問題」以降、市町村財政に対する住民の関心は、かつてないほど高まっている。住民一人ひとりが、自分のまちが将来にわたって安定的に行政サービスを提供しているのかどうか、強い関心をもちチェックしていくことが重要である。

このため、市町村は、将来の財政見通し及び健全化方策、合併を選択するかどうかなどについて、住民に対してわかりやすく提示するとともに、安定的に行政サービスを提供していくための方策について、住民の声を反映しながら、議会において様々な角度から議論していくことが必要である。

大阪府においても、市町村の行財政運営の状況について、住民及び市町村が地域の将来を考える上で参考となる情報を積極的に発信していく必要がある。また、大阪府は、合併を検討する市町村に対しては、合併が円滑に行われるよう、関係市町村間の調整を図り合併協議を促進するなど、広域自治体としての役割を果たしていく必要がある。さらに、合併した市町村に対しては、合併後のまちづくりなどを積極的に支援していく必要がある。

#### 4. 構想対象市町村の組合せ

##### (1) 組合せに対する基本的な考え方

大阪都市圏においては、行政区域を越えて市街地が連担しており、特に小規模市町村においては、日常生活圏が行政区域を大きく越えているため、一通りの市町村合併の組合せを示すことは難しい側面がある。

合併新法の期限が平成 22 年 3 月までであることを鑑みると、自主的な合併の推進に取り組む市町村が、法定協議会を設置するなど具体的な動きがあった場合に、構想対象市町村に位置づけることが現実的である。

したがって、本構想においては、将来的に望ましい市町村の姿や検討の方向性を示すにとどめることとし、市町村の動向に応じて構想対象市町村を適宜追加・修正していくこととする。

なお、住民の日常生活行動の状況や広域行政の取組状況などの分析を踏まえて作成した大阪府市町村合併推進要綱(平成 12 年 12 月)で示された合併パターンは、今後、中・長期的な観点から合併を推進していく上で、参考となるものである。

##### (2) 合併新法期限内の取組

合併新法においては、都道府県及び知事に、合併推進構想の作成、合併協議会設置の勧告などの権限が付与されている。なお、参議院の附帯決議(平成 16 年 5 月 18 日)において、都道府県は、関係市町村の意向を踏まえて合併推進構想を作成することとされている。また、合併新法において、知事が合併協議会設置勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該構想対象市町村の意見を聴かなければならないこととされている。

大阪府としては、合併新法により付与された権能を適切に行使することにより、自主的な合併を推進していくことが望まれる。

なお、合併新法の期限は平成 22 年 3 月までであることを鑑みると、本構想によって推進する市町村合併は、行政効率が低く、また、財政対応力が比較的乏しい小規模市町村に重点を置きざるを得ない。

財政状況が厳しい人口 2 万未満の小規模市町村が合併を検討する場合は、一定の行財政基盤を確保する観点から、近隣の比較規模の大きい市との合併を検討することが望ましい。

一方、合併の要請を受けた市においては、中・長期的には特例市・中核市並みの権限を持った基礎自治体を実現するステップとして、人口 2 万未満の小規模市町村との合併を進めていくことが望ましい。

##### (3) 具体的な組合せ

平成 19 年 6 月 22 日、大阪府南河内郡千早赤阪村議会において「河内長野市との合併協議の推進を求める決議」が可決され、7 月 11 日には千早赤阪村から大阪府に対し、河内長野市との合併推進について協力要請がなされたことを踏まえ、今後、市と村で合併協議会設置の合意が得られるなど具体的な取組が進めば、速やかに「構想」に位置づける必要がある。

## 5. 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

今後の合併に向けた市町村の取組が円滑に進められるよう、国の支援策を積極的に活用するとともに、府独自の支援策をまとめ、「大阪府新市町村合併支援プラン（仮称）」を策定することが望ましい。

また、構想対象市町村の組合せごとに「地域版支援計画（仮称）」を策定するなど、合併後のまちづくりを積極的に支援していくことが望ましい。

### (1) 合併に向けた支援

それぞれの市町村が、地域の将来のあり方を検討するに当たっては、行財政の将来見通しなどを住民に対して説明し、理解を求めることが重要となる。

特に、人口2万未満の小規模町村は、これまでも行政効率が悪く、今後、高齢化の進行、税収の低迷などにより、現行の行政サービスの維持が困難になることが懸念されるため、合併も視野に入れて、まちの将来のあり方を早急に検討していく必要がある。こうした検討を促すため、大阪府は次のような取組を行っていくことが望ましい。

- ・市町村の行財政運営に関する客観的なデータ（将来の人口推計、一般財源の推移、職員定数、積立金の現在高や取り崩しの状況など）を示す
  - ・各市町村が将来の財政推計やまちの将来の姿を住民、議会に明らかにするとともに、まちの将来のあり方について議論するよう促す
  - ・地域団体や経済団体が合併について積極的に支援する
  - ・研修会への補助などにより積極的に支援する
- また、大阪府は、合併を具体的に検討する市町村に対して、合併に関する制度や支援措置などの情報提供や、先行事例などに基づく適切な助言を行うことが望まれる。さらに、合併の協議を円滑に進めるため、財政的な支援や必要に応じた職員派遣が望まれる。

### (2) 合併後の支援

合併による効率化の効果が発現するには、10年程度かかる。合併後数年間は、むしろ負担増となることが多い。特に財政状況の厳しい小規模町村を編入する市に対しては、初期投資やまちづくりに対する補助だけでなく、合併後の行財政運営が軌道に乗るまでの間、普通交付税の合併算定替などの特例措置を講案しながら、新市の行財政運営を支援する包括的な交付金制度を創設するなど積極的に支援していくことが望まれる。

また、編入する市と編入される小規模市町村が、それぞれに培ってきた文化やコミュニティを維持・発展するとともに、お互いがある歴史、文化、経済的つながりなどの地域資源を活用し合うことによって、地域全体としての活力を増大させることができ、官民協働のまちづくりもパワーアップできる。こうした新市の取組に対して、府として積極的に支援することが望まれる。

## 資料

資料1	市町村の権能と主な事務	・・・	11
資料2	府内市町村別人口推計	・・・	12
資料3	平成17年度 府内市町村の状況	・・・	13
資料4	積立金現在高（平成15・17年度末）	・・・	14
資料5	地方債現在高（平成15・17年度末）	・・・	15
資料6	府内市町村の決算比較（平成15年度→平成17年度）	・・・	16
資料7	人口千人あたりの職員数（普通会計ベース）	・・・	21
資料8	市町村の合併の特例等に関する法律の概要	・・・	22
資料9	合併支援措置（国の制度）	・・・	23
資料10	市町村合併の手続の概要	・・・	24
資料11	合併のメリット	・・・	25
資料12	合併効果の推計（職員給、議員定数等）	・・・	26
資料13	合併を進める際に十分検討しなければならない疑問	・・・	28
参 考	開催経過、委員名簿	・・・	30

府内市町村別人口推計

市町村	2000年				2015年				2030年				市町村
	総数	0-14歳	15-64歳	65歳以上	総数	0-14歳	15-64歳	65歳以上	総数	0-14歳	15-64歳	65歳以上	
大阪府	8,605,081	1,249,555	5,224,188	2,131,338	8,501,101	1,066,204	5,247,881	2,188,016	7,661,157	819,533	4,662,179	2,189,425	大阪府
大阪市	2,598,774	327,851	1,822,809	448,114	2,447,839	272,832	1,556,710	618,297	2,172,656	220,399	1,377,921	575,356	大阪市
堺市	829,636	118,155	586,870	125,611	792,658	99,267	471,200	222,191	711,834	78,992	412,929	219,865	堺市
東大阪市	515,094	72,790	366,292	75,992	490,235	64,790	304,620	120,825	445,071	50,967	273,577	120,527	東大阪市
枚方市	402,583	60,478	290,977	51,128	398,075	51,030	213,400	103,645	361,197	40,126	210,446	110,535	枚方市
豊中市	391,726	56,439	279,141	55,248	360,095	43,044	222,670	94,381	310,170	31,149	186,490	92,531	豊中市
高槻市	357,438	49,160	255,266	53,012	333,524	39,870	196,985	86,669	289,952	30,735	165,669	93,152	高槻市
吹田市	347,929	50,990	251,520	45,419	311,399	44,200	218,300	78,899	304,713	33,300	189,131	112,282	吹田市
八尾市	274,777	40,484	192,903	43,890	267,491	33,183	154,080	58,228	223,730	25,020	132,179	66,531	八尾市
茨木市	260,648	38,686	189,511	32,407	254,848	32,891	150,803	61,153	227,774	24,153	137,719	65,902	茨木市
豊原市	259,806	36,276	182,991	31,000	228,897	28,598	137,600	62,699	197,014	22,022	115,739	58,882	豊原市
岸和田市	200,104	32,579	136,024	31,030	207,416	30,552	126,845	50,019	201,249	26,750	122,197	52,302	岸和田市
和泉市	172,974	20,216	120,563	21,224	198,702	21,115	105,666	41,771	190,796	26,639	124,155	48,001	和泉市
守口市	152,298	21,136	107,589	21,011	131,527	16,061	77,677	37,786	126,371	11,524	69,582	32,461	守口市
門真市	135,648	19,939	98,520	16,842	118,420	15,371	71,616	31,432	99,248	10,862	59,343	27,731	門真市
吹上町	132,562	19,756	100,930	12,729	129,212	14,489	66,415	34,672	109,602	12,179	61,658	35,765	吹上町
大東市	128,917	20,101	92,827	15,924	123,834	16,961	73,729	33,024	111,071	12,989	61,658	29,529	大東市
富田町	126,558	21,478	87,697	17,382	137,899	19,151	81,508	37,237	135,983	16,170	80,116	39,703	富田町
箕面市	124,008	17,577	90,253	16,763	118,395	13,492	72,870	32,032	105,660	10,729	63,333	31,594	箕面市
河内長野市	121,008	18,230	81,020	18,265	122,742	15,339	72,992	34,411	110,493	11,799	61,709	36,925	河内長野市
羽曳野市	119,240	18,242	82,692	18,320	120,837	16,647	72,310	31,894	112,599	13,620	66,956	32,020	羽曳野市
池田市	101,516	13,718	72,474	15,267	109,269	10,450	58,878	31,232	81,844	7,991	48,878	24,967	池田市
泉佐野市	96,084	15,271	65,778	14,990	103,174	15,930	64,377	28,869	104,550	14,881	62,026	23,465	泉佐野市
貝塚市	88,572	14,789	59,870	13,755	94,698	14,399	57,721	27,518	81,933	11,920	55,712	24,201	貝塚市
摂津市	85,005	12,136	63,037	9,838	77,116	9,740	47,788	19,569	65,525	7,182	40,546	18,798	摂津市
東成町	79,272	12,513	56,099	10,601	75,524	10,288	46,746	18,550	68,669	8,512	41,642	19,114	東成町
交野市	76,919	12,497	51,328	9,181	85,231	12,730	51,998	20,501	82,416	10,454	49,522	27,040	交野市
泉大津市	75,091	12,494	52,198	10,374	87,997	14,824	56,008	18,165	82,212	13,350	58,458	26,404	泉大津市
藤井寺町	66,805	10,016	46,460	10,328	63,493	8,516	38,211	16,765	56,238	6,751	31,628	16,459	藤井寺町
泉南市	64,162	10,812	43,959	9,268	69,882	10,611	42,177	17,046	70,412	9,357	43,097	17,957	泉南市
高石市	62,260	9,490	40,789	9,665	69,429	8,779	35,616	15,034	56,516	7,591	34,265	14,750	高石市
阪南市	58,103	9,460	40,789	7,930	62,790	8,657	38,610	15,624	69,187	7,104	38,870	17,242	阪南市
大阪狭山市	56,996	8,562	40,541	7,630	65,851	6,986	33,691	15,164	51,289	5,866	29,379	16,418	大阪狭山市
四河原町	55,136	8,534	39,753	6,691	67,218	8,404	34,814	13,996	54,666	6,887	34,116	14,053	四河原町
龍泉町	42,914	6,114	31,130	6,311	48,596	6,572	30,545	11,460	49,710	6,357	30,559	12,294	龍泉町
島本町	30,125	4,931	20,926	4,621	38,766	3,643	17,575	7,519	25,304	2,674	11,340	8,296	島本町
藤原町	25,722	3,693	18,368	3,462	24,882	2,310	14,680	7,921	22,272	2,141	11,898	8,259	藤原町
堺町	19,789	2,516	12,929	4,282	16,743	1,677	9,311	5,730	13,227	1,167	6,993	5,671	堺町
河内町	17,509	2,622	11,806	2,901	18,368	2,693	10,942	4,788	18,277	2,462	11,062	4,759	河内町
河内町	17,341	2,498	11,937	2,908	18,895	2,230	11,938	4,716	18,181	2,072	11,591	4,758	河内町
木守町	14,100	2,570	9,616	1,972	17,392	2,698	10,905	3,711	18,281	2,310	9,298	6,659	木守町
大牟田町	14,100	2,492	9,616	2,766	14,859	1,722	8,830	3,639	12,659	1,381	7,730	4,559	大牟田町
千早赤松村	6,988	825	4,126	1,388	6,814	631	3,247	2,282	6,646	433	3,452	2,115	千早赤松村
田島町	6,785	827	4,567	1,299	6,951	911	4,108	1,812	6,550	893	3,922	1,751	田島町

12

資料 2

※2000年は、国勢調査人口、2015年・2030年は国立社会保険・人口問題研究所「日本の市町村別将来推計人口(平成15年12月推計)」より

資料 1

区分	主な事務	事務
政令指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>政令指定都市の処理する主な事務</li> <li>民生行政に関する事務</li> <li>児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置</li> <li>土木行政に関する事務</li> <li>指定区内外の国道の管理</li> <li>府道の管理</li> <li>文教行政に関する事務</li> <li>府費負担職員の任免、給与の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中核市十特例市十一般市事務</li> </ul>
人口50万以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>中核市の処理する主な事務</li> <li>民生行政に関する事務</li> <li>身体障害者手帳の交付</li> <li>母子・寡婦福祉資金の貸付</li> <li>養老老人ホームの設置認可・監督</li> <li>保健所の設置</li> <li>飲食店営業等の許可</li> <li>一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可</li> <li>浄化槽設置等の届出、温泉の共有許可</li> <li>都市計画等に関する事務</li> <li>屋外広告物の条例による制限</li> <li>環境保全行政に関する事務</li> <li>はい、難発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出</li> <li>文教行政に関する事務</li> <li>県費負担職員の研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特例市十一般市事務</li> </ul>
人口30万以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>特例市の処理する主な事務</li> <li>都市計画等に関する事務</li> <li>市街化区域又は市街化調整区域の開発行為の許可</li> <li>市街地開発事業の区域内における建築の許可</li> <li>土地画整理組合の設立の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般市十一般市事務</li> </ul>
人口20万以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全行政に関する事務</li> <li>騒音、振動を規制する地域、規制基準の指定</li> <li>悪臭原因物の排出を規制する地域の指定</li> <li>その他</li> <li>計画法に基づく勧告、定期検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般市の処理する事務</li> </ul>
一般市	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の日常生活に直接関係する事務</li> <li>戸籍事務、住民基本台帳の管理、住民票や印鑑証明の交付</li> <li>道路、公園、上下水道の整備など都市基盤の整備</li> <li>小中学校、図書館、公民館の設置など文化・スポーツの振興</li> <li>保育、母子、高齢者、障害者福祉や生活保護に関する事務</li> <li>国民健康保険、介護保険</li> <li>ごみ処理、火葬場の設置</li> <li>消防、防災の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町村の処理する事務</li> </ul>
人口5万以上(合併特例3万以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町村が行う事務のうち、生活保護等を除いた事務</li> </ul>	

11



資料5

地方債現在高(平成15・17年度末)

市町村名	15年度末		17年度末	
	合計	内訳 普通会計債 公営企業債	合計	内訳 普通会計債 公営企業債
大阪市	5,073,694	2,809,765	5,151,223	2,884,335
堺市	607,379	286,790	602,219	279,687
東大阪市	376,614	153,940	394,631	165,338
枚方市	232,614	99,169	231,224	98,220
豊中市	220,321	126,660	211,399	122,302
高槻市	159,452	65,288	149,312	60,700
吹田市	154,537	86,029	150,002	88,012
八尾市	232,542	94,150	230,723	89,009
茨木市	121,018	49,620	120,919	54,721
寝屋川市	149,735	62,602	146,926	63,804
藤原市	210,956	91,564	201,891	87,207
和泉市	98,238	56,063	98,056	54,359
守口市	88,953	50,884	85,657	49,839
門真市	88,940	45,791	90,408	46,517
松原市	92,643	31,628	94,543	33,786
大東市	75,081	31,472	76,110	33,700
富田林市	51,661	23,653	51,735	24,147
箕面市	53,553	35,221	54,785	34,403
河内長野市	72,500	39,004	73,474	38,887
羽曳野市	88,224	49,252	88,773	47,419
池田市	66,861	35,594	66,476	30,837
泉佐野市	139,750	76,897	137,266	75,954
貝塚市	56,859	22,773	57,662	22,823
津田市	97,682	38,774	98,407	32,448
柏原市	50,437	19,267	52,210	19,731
交野市	50,655	36,908	49,121	35,379
泉大津市	72,846	31,021	72,382	31,092
藤井寺市	39,518	12,186	39,308	12,322
泉南市	44,683	24,150	45,104	24,698
高石市	49,624	30,943	49,003	29,800
阪南市	27,239	14,575	27,279	14,646
大阪狭山市	37,026	22,901	34,745	21,715
四條畷市	45,628	21,300	45,314	21,854
熊取町	21,114	11,021	20,925	10,945
島本町	24,833	15,305	23,273	14,313
豊能町	10,746	5,426	11,217	5,578
岷町	20,639	12,315	19,922	11,747
忠岡町	20,550	8,107	19,452	7,468
太子町	10,316	7,155	11,069	7,606
能勢町	8,206	4,309	9,932	5,642
十津赤阪村	5,187	3,071	5,319	3,242
田尻町	11,850	5,030	12,163	5,553
都市計(大阪市を除く)	3,953,370	1,847,869	3,917,062	1,830,153
町村計	144,140	77,916	143,023	76,406
市町村計(大阪市を除く)	4,097,510	1,925,785	4,060,085	1,906,560
市町村計(大阪市を含む)	9,171,204	4,735,550	9,211,309	4,790,895
市町村計(大阪市を除く)	9,171,204	4,735,550	9,211,309	4,790,895

(注) 端数処理のため、合計が一致しないことがある。  
平成15年度の旧美原町分は堺市に含む。

資料6

●市内町村(大阪市を除く)の決算比較(都市・町村別)(平成15年度→平成17年度)

【都市】	(単位:百万円,%)			
	平成17年度	平成15年度	増減額	増減率
(歳入)				
地方税	846,689	849,457	▲ 2,768	▲ 0.3
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	236,042	239,280	▲ 51,238	▲ 17.7
一般財源相当額計	1,084,732	1,138,737	▲ 54,005	▲ 4.7
(歳出)				
人件費(過半除き)	383,187	411,191	▲ 28,004	▲ 6.8
退職手当	51,242	56,921	▲ 5,679	▲ 10.0
扶助費	385,317	351,784	33,533	9.5
公費費	183,381	185,359	▲ 1,978	▲ 1.0
地方債現在高	1,830,153	1,847,869	▲ 17,716	▲ 1.0
【町村】				
(単位:百万円,%)				
(歳入)				
地方税	25,428	25,855	▲ 427	▲ 1.7
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	16,615	19,748	▲ 3,133	▲ 18.9
一般財源相当額計	42,043	45,603	▲ 3,560	▲ 7.8
(歳出)				
人件費(過半除き)	16,232	16,963	▲ 731	▲ 4.3
退職手当	1,802	1,954	▲ 152	▲ 7.8
扶助費	4,478	3,936	542	13.8
公費費	7,962	9,306	▲ 1,354	▲ 14.5
地方債現在高	76,406	77,916	▲ 1,510	▲ 1.9
【都市・町村】				
(単位:百万円,%)				
(歳入)				
地方税	25,428	25,855	▲ 427	▲ 1.7
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	16,615	19,748	▲ 3,133	▲ 18.9
一般財源相当額計	42,043	45,603	▲ 3,560	▲ 7.8
(歳出)				
人件費(過半除き)	16,232	16,963	▲ 731	▲ 4.3
退職手当	1,802	1,954	▲ 152	▲ 7.8
扶助費	4,478	3,936	542	13.8
公費費	7,962	9,306	▲ 1,354	▲ 14.5
地方債現在高	76,406	77,916	▲ 1,510	▲ 1.9
【都市・町村】				
(単位:百万円,%)				
(歳入)				
地方税	25,428	25,855	▲ 427	▲ 1.7
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	16,615	19,748	▲ 3,133	▲ 18.9
一般財源相当額計	42,043	45,603	▲ 3,560	▲ 7.8
(歳出)				
人件費(過半除き)	16,232	16,963	▲ 731	▲ 4.3
退職手当	1,802	1,954	▲ 152	▲ 7.8
扶助費	4,478	3,936	542	13.8
公費費	7,962	9,306	▲ 1,354	▲ 14.5
地方債現在高	76,406	77,916	▲ 1,510	▲ 1.9
【都市・町村】				
(単位:百万円,%)				
(歳入)				
地方税	25,428	25,855	▲ 427	▲ 1.7
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	16,615	19,748	▲ 3,133	▲ 18.9
一般財源相当額計	42,043	45,603	▲ 3,560	▲ 7.8
(歳出)				
人件費(過半除き)	16,232	16,963	▲ 731	▲ 4.3
退職手当	1,802	1,954	▲ 152	▲ 7.8
扶助費	4,478	3,936	542	13.8
公費費	7,962	9,306	▲ 1,354	▲ 14.5
地方債現在高	76,406	77,916	▲ 1,510	▲ 1.9
【都市・町村】				
(単位:百万円,%)				
(歳入)				
地方税	25,428	25,855	▲ 427	▲ 1.7
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	16,615	19,748	▲ 3,133	▲ 18.9
一般財源相当額計	42,043	45,603	▲ 3,560	▲ 7.8
(歳出)				
人件費(過半除き)	16,232	16,963	▲ 731	▲ 4.3
退職手当	1,802	1,954	▲ 152	▲ 7.8
扶助費	4,478	3,936	542	13.8
公費費	7,962	9,306	▲ 1,354	▲ 14.5
地方債現在高	76,406	77,916	▲ 1,510	▲ 1.9
【都市・町村】				
(単位:百万円,%)				
(歳入)				
地方税	25,428	25,855	▲ 427	▲ 1.7
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	16,615	19,748	▲ 3,133	▲ 18.9
一般財源相当額計	42,043	45,603	▲ 3,560	▲ 7.8
(歳出)				
人件費(過半除き)	16,232	16,963	▲ 731	▲ 4.3
退職手当	1,802	1,954	▲ 152	▲ 7.8
扶助費	4,478	3,936	542	13.8
公費費	7,962	9,306	▲ 1,354	▲ 14.5
地方債現在高	76,406	77,916	▲ 1,510	▲ 1.9
【都市・町村】				
(単位:百万円,%)				
(歳入)				
地方税	25,428	25,855	▲ 427	▲ 1.7
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	16,615	19,748	▲ 3,133	▲ 18.9
一般財源相当額計	42,043	45,603	▲ 3,560	▲ 7.8
(歳出)				
人件費(過半除き)	16,232	16,963	▲ 731	▲ 4.3
退職手当	1,802	1,954	▲ 152	▲ 7.8
扶助費	4,478	3,936	542	13.8
公費費	7,962	9,306	▲ 1,354	▲ 14.5
地方債現在高	76,406	77,916	▲ 1,510	▲ 1.9
【都市・町村】				
(単位:百万円,%)				
(歳入)				
地方税	25,428	25,855	▲ 427	▲ 1.7
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	16,615	19,748	▲ 3,133	▲ 18.9
一般財源相当額計	42,043	45,603	▲ 3,560	▲ 7.8
(歳出)				
人件費(過半除き)	16,232	16,963	▲ 731	▲ 4.3
退職手当	1,802	1,954	▲ 152	▲ 7.8
扶助費	4,478	3,936	542	13.8
公費費	7,962	9,306	▲ 1,354	▲ 14.5
地方債現在高	76,406	77,916	▲ 1,510	▲ 1.9
【都市・町村】				
(単位:百万円,%)				
(歳入)				
地方税	25,428	25,855	▲ 427	▲ 1.7
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	16,615	19,748	▲ 3,133	▲ 18.9
一般財源相当額計	42,043	45,603	▲ 3,560	▲ 7.8
(歳出)				
人件費(過半除き)	16,232	16,963	▲ 731	▲ 4.3
退職手当	1,802	1,954	▲ 152	▲ 7.8
扶助費	4,478	3,936	542	13.8
公費費	7,962	9,306	▲ 1,354	▲ 14.5
地方債現在高	76,406	77,916	▲ 1,510	▲ 1.9
【都市・町村】				
(単位:百万円,%)				
(歳入)				
地方税	25,428	25,855	▲ 427	▲ 1.7
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	16,615	19,748	▲ 3,133	▲ 18.9
一般財源相当額計	42,043	45,603	▲ 3,560	▲ 7.8
(歳出)				
人件費(過半除き)	16,232	16,963	▲ 731	▲ 4.3
退職手当	1,802	1,954	▲ 152	▲ 7.8
扶助費	4,478	3,936	542	13.8
公費費	7,962	9,306	▲ 1,354	▲ 14.5
地方債現在高	76,406	77,916	▲ 1,510	▲ 1.9

●人口2万人未満町村の決算比較（平成15年度→平成17年度）

〔 能勢町 〕	平成17年度		平成15年度		増減額	(単位:百万円、%) 増減率
	収入	支出	収入	支出		
(収入)						
地方税	1,558	1,397	1,397	▲ 39	▲ 2.8	
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	1,758	1,941	1,941	▲ 183	▲ 9.4	
一般財源相当額計	3,115	3,338	3,338	▲ 223	▲ 6.7	
(歳出)						
人件費(選手除き)	1,145	1,235	1,235	▲ 90	▲ 7.3	
退職手当	66	250	250	▲ 184	▲ 73.6	
扶助費	224	206	206	18	8.7	
公債費	423	424	424	▲ 1	▲ 0.2	
地方債現在高	4,313	4,309	4,309	4	0.1	
積立金現在高	2,148	1,985	1,985	153	7.7	
財政調整基金	1,367	1,088	1,088	279	25.6	
減価基金	0	0	0	0	-	
特目基金	781	907	907	▲ 126	▲ 13.9	

〔 忠回町 〕	平成17年度		平成15年度		増減額	(単位:百万円、%) 増減率
	収入	支出	収入	支出		
(収入)						
地方税	2,289	2,304	2,304	▲ 15	▲ 0.7	
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	1,991	2,388	2,388	▲ 377	▲ 15.9	
一般財源相当額計	4,280	4,672	4,672	▲ 392	▲ 8.4	
(歳出)						
人件費(選手除き)	1,402	1,584	1,584	▲ 182	▲ 10.4	
退職手当	141	207	207	▲ 66	▲ 31.9	
扶助費	529	319	319	210	65.8	
公債費	708	973	973	▲ 265	▲ 27.2	
地方債現在高	7,468	8,107	8,107	▲ 639	▲ 7.9	
積立金現在高	1,093	1,272	1,272	▲ 179	▲ 14.1	
財政調整基金	595	726	726	▲ 131	▲ 18.0	
減価基金	0	0	0	0	-	
特目基金	498	547	547	▲ 49	▲ 9.0	

●人口2万人未満町村の決算比較（平成15年度→平成17年度）

〔 田原町 〕	平成17年度		平成15年度		増減額	(単位:百万円、%) 増減率
	収入	支出	収入	支出		
(収入)						
地方税	4,321	4,361	4,361	▲ 40	▲ 0.9	
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	175	319	319	▲ 144	▲ 45.1	
一般財源相当額計	4,496	4,680	4,680	▲ 184	▲ 3.9	
(歳出)						
人件費(選手除き)	1,265	1,195	1,195	70	5.9	
退職手当	89	91	91	8	8.8	
扶助費	193	199	199	▲ 6	▲ 3.0	
公債費	532	930	930	▲ 398	▲ 42.8	
地方債現在高	5,553	5,030	5,030	523	10.4	
積立金現在高	4,092	3,463	3,463	629	18.2	
財政調整基金	3,626	2,985	2,985	641	21.5	
減価基金	0	0	0	0	-	
特目基金	466	477	477	▲ 11	▲ 2.3	

〔 岬町 〕	平成17年度		平成15年度		増減額	(単位:百万円、%) 増減率
	収入	支出	収入	支出		
(収入)						
地方税	2,194	2,373	2,373	▲ 179	▲ 7.5	
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	1,981	2,121	2,121	▲ 140	▲ 6.6	
一般財源相当額計	4,174	4,495	4,495	▲ 321	▲ 7.1	
(歳出)						
人件費(選手除き)	1,503	1,695	1,695	▲ 192	▲ 11.3	
退職手当	965	208	208	357	171.6	
扶助費	451	403	403	48	11.9	
公債費	1,148	1,149	1,149	▲ 1	▲ 0.1	
地方債現在高	11,747	12,315	12,315	▲ 568	▲ 4.6	
積立金現在高	540	1,544	1,544	▲ 1,004	▲ 65.0	
財政調整基金	149	834	834	▲ 685	▲ 82.1	
減価基金	38	38	38	0	-	
特目基金	353	673	673	▲ 320	▲ 47.5	

## ●人口2万人未満町村の決算比較（平成15年度～平成17年度）

(歳入)	【 太子町 】			増減率 (単位:百万円、%)
	平成17年度	平成15年度	増減額	
地方税	1,590	1,547	43	2.8
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	1,226	1,849	▲ 623	▲ 33.7
一般財源相当額計	2,816	3,396	▲ 580	▲ 17.1
(歳出)				
人件費(選手除金)	1,013	1,005	▲ 8	▲ 0.8
退職手当	78	56	22	39.3
扶助費	418	387	31	8.0
公債費	641	685	▲ 44	▲ 6.4
地方債現在高	5,642	6,177	▲ 535	▲ 8.7
積立金現在高	717	912	▲ 195	▲ 21.4
財政調整基金	501	635	▲ 134	▲ 21.1
減債基金	8	8	0	-
特目基金	208	269	▲ 61	▲ 22.7

(歳入)	【 河内町 】			増減率 (単位:百万円、%)
	平成17年度	平成15年度	増減額	
地方税	1,606	1,602	4	0.2
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	1,761	1,992	▲ 231	▲ 11.6
一般財源相当額計	3,367	3,594	▲ 227	▲ 6.3
(歳出)				
人件費(選手除金)	1,461	1,483	▲ 22	▲ 1.5
退職手当	108	129	▲ 23	▲ 17.8
扶助費	281	276	15	5.4
公債費	713	753	▲ 40	▲ 5.3
地方債現在高	7,608	7,155	451	6.3
積立金現在高	2,566	2,826	▲ 260	▲ 8.2
財政調整基金	1,364	1,356	8	0.6
減債基金	143	392	▲ 249	▲ 63.5
特目基金	1,058	1,078	▲ 20	▲ 1.9

## ●人口2万人未満町村の決算比較（平成15年度～平成17年度）

(歳入)	【 千早草野村 】			増減率 (単位:百万円、%)
	平成17年度	平成15年度	増減額	
地方税	624	680	▲ 36	▲ 5.5
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	1,155	1,352	▲ 197	▲ 14.6
一般財源相当額計	1,779	2,012	▲ 233	▲ 11.6
(歳出)				
人件費(選手除金)	764	857	▲ 93	▲ 10.9
退職手当	253	266	▲ 13	▲ 4.9
扶助費	140	134	6	4.5
公債費	331	318	13	4.1
地方債現在高	3,242	3,071	171	5.6
積立金現在高	320	387	▲ 67	▲ 17.3
財政調整基金	101	102	▲ 1	▲ 1.0
減債基金	33	57	▲ 24	▲ 42.1
特目基金	186	227	▲ 41	▲ 18.1



人口千人あたりの職員数（普通会計ベース）（平成18年4月1日）

市町村名	住基人口 (H18.3.31)		職員数(H18.4.1) [人]		住民千人当たり 職員数[人]
	普通会計	一部事務組合	事務委託	合計	
大 阪 市	2,506,456	28,845	15	28,860	11.51
堺 市	830,175	4,980	885	5,865	7.06
東 大 阪 市	494,422	3,156	133	3,289	6.65
枚 方 市	403,789	2,361	436	2,797	6.93
豊 中 市	388,115	2,874	101	2,975	7.67
高 槻 市	354,971	2,116	1	2,117	5.96
吹 田 市	345,752	2,595	1	2,596	7.51
八 尾 市	266,704	1,738	1	1,739	6.52
茨 木 市	264,637	1,673	1	1,674	6.33
岸 原 川 市	242,397	1,602	262	1,864	7.69
岸 和田 市	202,617	1,484	16	1,500	7.40
和 泉 市	180,053	1,082	43	1,135	6.30
守 口 市	145,792	1,147	190	1,337	9.17
門 真 市	131,761	937	171	1,108	8.41
松 原 市	127,676	831	0	831	6.51
大 東 市	128,458	846	44	890	7.04
箕 面 市	125,161	1,022	7	1,029	8.22
富 田 林 市	122,961	851	20	871	6.94
羽 曳 野 市	119,530	591	161	752	6.29
河 内 長 野 市	118,870	591	12	603	5.07
泉 佐 野 市	101,346	805	8	813	7.90
池 田 市	99,756	818	—	818	8.20
貝 塚 市	89,947	607	7	614	6.83
狹 津 市	83,873	653	0	653	7.79
交 野 市	78,532	518	18	536	6.83
泉 大 津 市	76,812	493	19	512	6.67
柏 原 市	75,246	415	122	537	7.14
藤 井 寺 市	66,172	467	107	574	8.67
泉 南 市	65,423	551	15	577	8.82
高 石 市	60,886	426	83	509	8.36
阪 南 市	59,061	397	86	483	8.18
大 阪 狭 山 市	57,460	403	10	413	7.19
四 條 畷 市	56,839	429	18	447	7.86
熊 取 町	44,064	370	—	370	8.40
島 本 町	29,303	234	0	234	7.99
豊 能 町	24,924	238	3	241	9.67
岬 町	18,965	160	23	183	9.65
忠 岡 町	17,549	166	0	166	9.46
河 南 町	16,788	146	3	149	8.88
太 子 町	14,592	104	2	118	8.09
能 勢 町	13,379	116	2	118	8.82
田 尻 町	7,782	132	1	134	17.22
千 早 赤 阪 村	6,713	88	1	95	14.15
都市計(大阪市を除く)	5,963,204	39,469	2,978	42,428	7.11
町 村 計	194,056	1,754	35	1,808	9.32
市町村(大阪市を除く)	6,157,263	41,223	0	44,236	7.18
市町村(大阪市を含む)	8,663,719	70,068	3,028	73,096	8.44

※一般事務組合の職員数については、構成市町村の人口割合で按分した。  
 ※一部事務組合の職員数については、構成市町村の人口割合で按分した。  
 ※事務委託の職員数については、関係市町村の人口割合で按分した。

(泉佐野市、泉南市、田尻町については、関西国際空港に係る消防職員数を按分)

市町村の合併の特例等に関する法律について

(1) 合併特例区制度等の創設

合併に際して、合併関係市町村の協議により、1又は2以上の旧市町村単位に法人格を有する区(合併特例区)を一定期間(5年以下)設置できる制度を創設する。  
 ○ 区長、合併特例区協議会を置く(公選としない)。  
 ○ 課税権、起債権はなし。  
 ○ 住所の表示にはその名称を冠する。  
 ※ 法人格は有しないが、区長を置くことができる「地域自治区」の特例も創設。

(2) 市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置

① 合併に関する障害除去のため、地方税の不均一課税、議員の在任特例等、現行合併法の特例措置は基本的に存置。  
 ② 合併特例債は廃止。合併算定替は、現行の特例期間10年(十激変緩和5年)を段階的に5年(十激変緩和5年)に短縮。  
 ※人口3万人以上を有すれば市となることができる3万市特例については、議員修正により追加。

(3) 市町村合併推進のための方策

① 総務大臣が、市町村の合併を推進するための基本指針を策定  
 ② 都道府県が、基本指針に基づき、市町村合併推進審議会の意見を聴いて、市町村の合併の推進に関する構想を策定。  
 ③ 都道府県知事は、構想に基づき、  
 ○ 申請に基づいて、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあせん、調停を行わせることができる。  
 ○ 合併協議会設置の勧告を行うことができる。勧告を受けた市町村長は、合併協議会設置協議を議会に付議することし、議会が否決した場合等には、住民が1/6以上の有権者の署名により又は市町村長が住民投票を請求することができる。  
 ○ 合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し、勧告を行うことができる。

この法律は5年間(平成17年4月1日から平成22年3月31日までの)の限時法とする。

資料9

合併新法下における財政措置

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。「合併新法」という。）の下での市町村の合併について以下の財政措置を講じている。

1. 普通交付税による措置

(1) 普通交付税額の算定の特例（合併算定替）

合併後9～5カ年度（平成17・18年度に合併した場合）は9カ年度、平成19・20年度は7カ年度、平成21年度は5カ年度は、合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障。さらに5カ年度は減額緩和措置。

(2) 合併後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）

合併後における行政の一体化（基本構想等の策定・改定、ネットワークの整備等）に要する経費等に對する措置。

(3) 都道府県が行う合併推進事業に対する財政措置

都道府県の構想作成及び市町村合併推進審議会に係る経費、合併のための調査研究・啓発事業等に對する経費を指す。

2. 特別交付税による措置

(1) 合併準備経費に対する財政措置

合併協議会への負担金等、合併の準備に要する経費に対する措置。

(2) 合併移行経費に対する財政措置

合併前に要する電算システム統合等、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費に対する措置。

(3) 合併支援のための公債費負担の格差是正措置

合併市町村における旧市町村間の公債費負担の格差に係る利子又は地方債の繰上償還に伴う補償金に対する措置。

(4) 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置

合併市町村が行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について措置。

(5) 都道府県が行う合併促進経費に対する財政措置

法定協議会を設置している市町村数に応じ、1市町村当たり300万円を都道府県に対して措置。

3. 合併推進債による措置

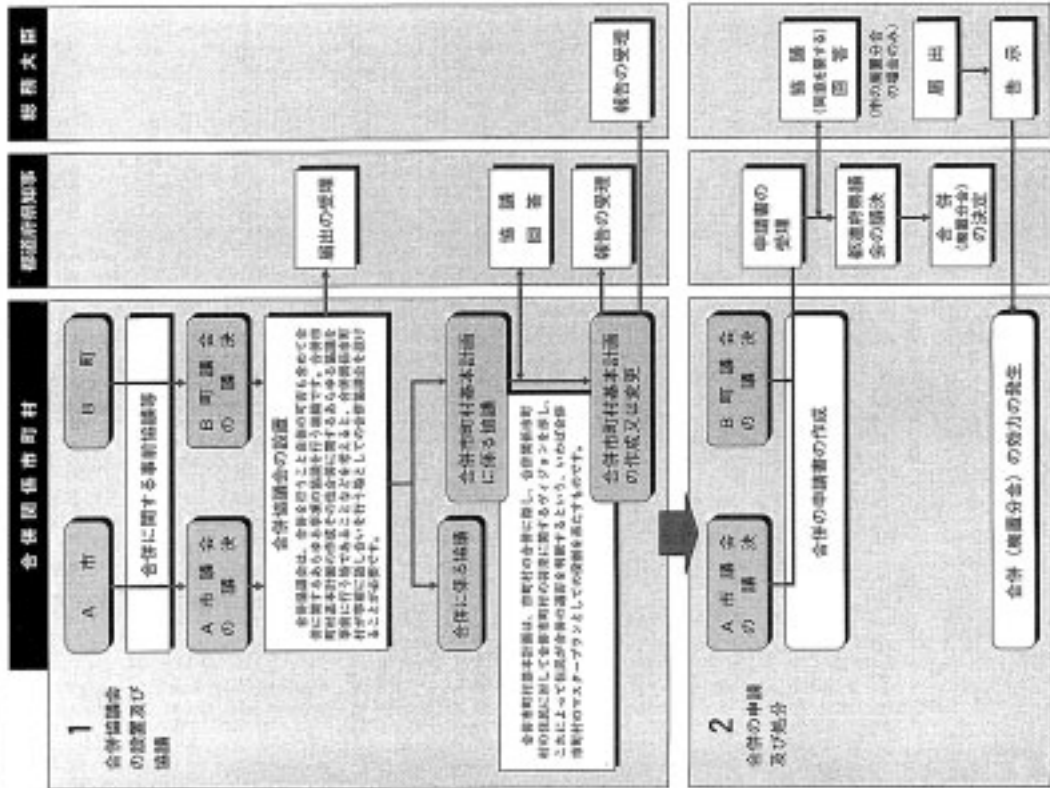
○ 合併市町村のまちづくり等に対する財政措置

都道府県の構想に位置付けられた構想対象市町村及び合併市町村が行う事業に対して合併推進債を充当（90%）。元利償還金の4.0%（ただし、市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業については5.0%）を普通交付税措置。

また、都道府県が行う合併市町村の一体化を促進するために必要な道路事業も対象とし、原則として1合併市町村当たり1事業とする（ただし、地域的な事情は考慮）。

資料10

市町村合併の手続きの概要



## 合併効果の推計（職員給）について

「市町村合併による効果について」（総務省「市町村の合併に関する研究会」平成17年度報告）の考え方を参考に府内市町村において合併が成立した場合の職員給の削減効果を試算した。

### ★パターン1 人口2万人規模と人口10万人規模との合併

人口	二次産業比率	三次産業比率	合計	⑩職員給決算額	
人口2万人規模	20,000	31.9	64.6	96.5	1,382,907
人口10万人規模	100,000	27.7	68.6	96.3	6,004,800
		29.8	66.6	96.4	→ 類型 III - 5

#### 【効果額の推計】

○府内都市Ⅲ-5における人口1人あたり「職員給」×合併後の人口-合併前の各市町村の職員給  
 $53,921 \text{ 円} \times 120,000 \text{ 人} - 7,387,707 \text{ 千円} = \mathbf{\Delta 917,187 \text{ 千円} \approx 9 \text{ 億円}}$   
 (合併前職員給 74億円の12%)

### ★パターン2 人口10万人規模同士の合併(特例市)

人口	二次産業比率	三次産業比率	合計	⑩職員給決算額	
人口10万人規模	100,000	27.7	68.6	96.3	6,004,800
人口10万人規模	100,000	27.7	68.6	96.3	6,004,800
		27.7	68.6	96.3	→ 類型 IV - 5

#### 【効果額の推計】

○府内特例市における人口1人あたり「職員給」×合併後の人口-合併前の各市町村の職員給  
 $53,249 \text{ 円} \times 200,000 \text{ 人} - 12,009,600 \text{ 千円} = \mathbf{\Delta 1,359,600 \text{ 千円} \approx 14 \text{ 億円}}$   
 (合併前職員給 120億円の12%)

### ★パターン3 人口15万人規模同士の合併(中核市)

人口	二次産業比率	三次産業比率	合計	⑩職員給決算額	
人口15万人規模	150,000	34.6	63.9	98.4	8,986,950
人口15万人規模	150,000	34.6	63.9	98.4	8,986,950
		34.6	63.9	98.4	→ 類型 V - 4

#### 【効果額の推計】

○府内中核市における人口1人あたり「職員給」×合併後の人口-合併前の各市町村の職員給  
 $50,418 \text{ 円} \times 300,000 \text{ 人} - 17,973,900 \text{ 千円} = \mathbf{\Delta 2,848,600 \text{ 千円} \approx 28 \text{ 億円}}$   
 (合併前職員給 179億円の16%)

資料12

#### 【参考】

##### 人口規模2万人規模

	⑩圏内人口	⑪3来住基人口	二次産業比率	三次産業比率	合計	⑩職員給決算額(千円)	一人あたり額(円)
堺市	19,789	19,148	24.8	72.1	96.9	1,423,552	74,345
忠岡町	17,509	17,556	38.3	60.9	99.2	1,191,194	67,851
河南町	17,341	16,814	32.7	60.7	93.4	1,096,941	65,240
平均値	20,000		31.9	64.6	96.5	1,382,907	69,145

##### 人口規模10万人規模

	⑩圏内人口	⑪3来住基人口	二次産業比率	三次産業比率	合計	⑩職員給決算額(千円)	一人あたり額(円)
池田市	101,616	99,224	24.5	72.0	96.5	6,172,319	62,206
泉佐野市	96,064	100,619	30.8	65.2	96.0	5,824,843	57,890
平均値	100,000		27.7	68.6	96.3	6,004,800	60,048

##### 人口規模15万人規模

	⑩圏内人口	⑪3来住基人口	二次産業比率	三次産業比率	合計	⑩職員給決算額(千円)	一人あたり額(円)
和泉市	172,974	179,105	30.0	67.9	97.9	8,828,531	49,292
門真市	135,648	132,466	38.5	60.6	99.1	9,343,385	70,534
松原市	132,562	128,413	35.2	63.1	98.3	6,607,006	59,913
平均値	150,000		34.6	63.9	98.4	8,986,950	59,913

資料11

## 合併のメリット

### (一般的なメリット)

- 住民の利便性の向上
- 行政窓口の増加、公共施設の利用機会の増大など
- 広域的なまちづくりの推進
- 広域的な視点からの効果的な道路整備や土地利用計画、環境問題など広域的な調整課題の解消など
- カーブの高度化・多様化
- 専門性の高い分野を担当する組織・職員を配置することによる効果的な施策の実施など
- 行政の効率化
- ・合併による人員削減、事務事業の見直し、一部事務組合等の廃止、公共施設の効率的な再配置など

### (大都市圏での市町村合併における対応可能性(例))

- 地方分権への対応(権限移譲による自立的な行政運営の推進)
  - ・合併により、指定都市、中核市、特例市への移行要件を満たす。行政基盤が強化がされ、移行に耐える体制が構築される。移行により、自立的な都市経営の可能性が飛躍的に拡大する。また、都市イメージも向上する。
  - ・合併により、専門的な課・係を配置しやすくなるなど行政体制が強化され、都府県からの権限移譲を受けやすくなり、自立性が向上する。
- 高齢者人口の急増及び公共施設の更新・耐震化・用途転換
  - ・合併により、管理部門の効率化などの経費削減効果が発現し、福祉サービスの充実や公共施設の更新などの経費を確保しやすくなる。
  - ・市町村内の公共施設数が増加するため、住民の利便性を損なわない形での計画的な統廃合や用途転換などが行いやすくなる(代替施設を確保しやすい)。
- 日常生活圏の広さと比較した行政区域の狭小さによる課題の対応
  - ・合併により、市街地から離れた市町村の境界が解消され、利用可能な公共施設の増加や、サービスの効率的な実施が可能となる。
  - ・公共施設をはじめとする行政サービスの受給と負担が行政区域の中で完結する。
- 広域的な都市整備による新たな都市圏の創出への対応
  - ・合併により、行政基盤が強化され、また、市町村の境界が解消されることにより、一体的な広域的な都市整備や、新たな交通体系の整備と関連した効率的なまちづくりなどが行いやすくなる。
  - ・さらに指定都市などに移行した場合、都市イメージが向上し、人口集積や産業集積の維持・促進、円滑なまちづくりに寄与することが期待される。

資料 1 3

合併を進める際に十分検討しなければならない疑問

Q 合併後の市町村の区域が広がるので、役所が遠くなり今までより不便にならないか

A これまで合併した市町村は、ほとんど合併前の市役所や町村役場で窓口サービスが受けられるよう支所や出張所としている。

また、情報通信技術の活用により、自宅や事務所等からオンラインでいろいろな申請や届出ができるようになることも考えられる。

Q 市町村の規模が大きくなる分、住民の声が行政に届きにくくならないか

A 地域ごとの公聴会、行政モニターなど従来からあるものだけでなく、旧市町村間の調整を図る「地域審議会」を設置することなどにより、新市の市長や議会に意見を伝える仕組みは可能である。

Q 慣れ親しんだ名称や各地域の歴史、文化、伝統などが失われることはないか

A 合併前の地域においてそれぞれ育まれてきた歴史、文化、伝統などについては、旧市町村の名称を市町村内の町・字名や学校などの公共施設の名称などとして残すことができる。(例) 大阪府南河内郡美原町⇒堺市美原区、みはら歴史博物館

また、地域の歴史や伝統は、行政が直接担うよりむしろ、地域の人々が育んでいくものであり、合併が地域の文化を見直す機会になる。

Q 合併により吸収した側だけが繁栄し、吸収された側が衰退しないか心配である

A 合併前に、地域の住民のさまざまな意見を反映させながら、市町村間で合併後のまちづくりをどのように進めていくかを話し合い、中心部だけではなく、周辺部のことにも配慮したまちづくりの計画(市町村基本計画)をつくることができる。

また、旧市町村間の調整を図る「地域審議会」を設置することなどにより、新市の市長や議会に意見を伝える仕組みは可能である。

Q 合併により吸収された町村は、きめ細かなサービスが受けられなくなるのではないか

A 現在の小地域での福祉活動においては、昭和の合併以前の行政区のまとまりが根強く残っている。福祉や伝統文化などの小地域の活動が活発なところと、そうでないところがあるのは、地域住民の活動に左右される要素もある。

むしろ、各種のサービスが安定的に供給されることのメリットが大きい。

Q 合併によって税金は、高い水準に引き上げられるのではないか

A 市町村税は、地方税法に基づいて市町村の条例で定めることとされている。したがって合併関係市町村の間で違いがある場合、合併協議会で協議・調整した上で、合併後の市町村の条例で定めることになる。この場合、合併後直ちに均一の課税をすることがかえって合併市町村の住民負担にとって均衡を欠くと認められるときには、合併

合併効果の推計(議員定数等)について

府内市町村において合併が成立した場合の削減効果を試算した。

★パターン1 人口2万人規模と人口10万人規模との合併

人口	議員数	議員報酬	首長報酬	教育長報酬	助役報酬	議員等報酬計	
人口2万人規模	20,000	16	81,811	10,862	9,179	10,484	112,337
人口10万人規模	100,000	24	218,719	12,875	10,166	22,964	264,724
小計	120,000	40	300,530	23,737	19,345	33,448	377,061
【新市における議員等報酬見込み額】(議員定数は自治法どおり、助役は、2名体制)							
新12万人市	120,000	34	309,852	12,875	10,166	22,964	355,857
効果額		▲6	9,322	▲10,862	▲9,179	▲10,484	▲21,204
						0.2億円	合併前報酬の 5.6%

★パターン2 人口10万人規模同士の合併(特例市)

人口	議員数	議員報酬	首長報酬	教育長報酬	助役報酬	議員等報酬計	
人口10万人規模	100,000	24	218,719	12,875	10,166	22,964	264,724
人口10万人規模	100,000	24	218,719	12,875	10,166	22,964	264,724
小計	200,000	48	437,438	25,750	20,332	45,928	529,448
【新市における議員等報酬見込み額】(議員定数は自治法どおり、助役は、2名体制)							
新20万人市	200,000	38	346,305	12,875	10,166	22,964	392,310
効果額		▲10	▲91,133	▲12,875	▲10,166	▲22,964	▲132,138
						1.4億円	合併前報酬の 25.9%

★パターン3 人口15万人規模同士の合併(中核市)

人口	議員数	議員報酬	首長報酬	教育長報酬	助役報酬	議員等報酬計	
人口15万人規模	100,000	25	250,465	14,876	11,819	25,964	303,124
人口15万人規模	100,000	25	250,465	14,876	11,819	25,964	303,124
小計	200,000	50	500,931	29,751	23,638	51,927	606,247
【新市における議員等報酬見込み額】(議員定数は自治法どおり、助役は、2名体制)							
新30万人市	200,000	38	380,707	14,876	11,819	25,964	433,366
効果額		▲12	▲120,224	▲14,875	▲11,819	▲25,963	▲172,881
						1.7億円	合併前報酬の 28.5%

【参考】

人口規模2万人規模 (単位:千円)

市町村	議員		首長		教育長		助役	
	議員数	月額	月額	月額	月額	月額	月額	
堺市	19,789	16	300	78,960	616	10,133	528	8,686
忠岡町	17,509	18	290	85,869	567	9,227	496	8,159
河南町	17,341	14	350	80,605	788	13,127	649.9	10,691
平均値	20,000	16	313	81,811	600	10,862	558	9,179

人口規模10万人規模 (単位:千円)

市町村	議員		首長		教育長		助役	
	議員数	月額	月額	月額	月額	月額	月額	
池田市	101,516	24	558	220,298	813.4	13,380	660	10,857
泉佐野市	96,004	24	550	217,140	782	12,370	576	9,475
平均値	100,000	24	554	218,719	783	12,875	618	10,166

人口規模15万人規模 (単位:千円)

市町村	議員		首長		教育長		助役	
	議員数	月額	月額	月額	月額	月額	月額	
和泉市	172,974	26	600	256,620	893.5	14,698	737.2	12,127
門真市	135,648	28	640.2	294,876	864	14,213	675	11,104
松原市	132,562	20	607.6	199,900	955.4	15,716	743.2	12,226
平均値	150,000	25	616	250,465	904	14,876	718	11,819

した年度とそれに続く5年度間に限り、課税しないこと又は不均一の課税をすることができ。

**Q 合併により今まで行ってきた独自のサービスなどがなくなりサービスが低下しないか。財政状況に差がある市町村の合併は、財政状況の良い市町村に不利にならないか**  
 A 合併前の市町村間で住民サービスの水準、使用料及び手数料等が異なる場合、これらについて合併協議会で十分に話し合っておく必要がある。この場合、事務処理方法の効率化等によってサービス水準が高い方に調整されるのが一般的である。

**Q 合併するより行政改革をすることが先ではないか**

A 合併する、しないにかかわらず、行政改革は常に必要である。急速に進む少子高齢化や人口の減少などに、よりの確に対応していくためには、個々の市町村の行政改革の努力に加え、合併することが一層効果的となる。

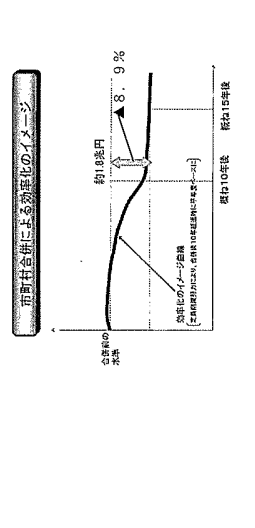
**Q 合併しても暮らしくはよくなるわけではないか**

A 合併したら直ちに暮らしくは良くなるということは断言しにくい。今後の厳しい社会経済情勢の中で、行政サービスの維持が困難となる事態が予想され、合併しなければ、より一層行政サービスの低下する心配がある。しかしながら、合併することによる財政効果などを活用して、サービス水準を維持したり、サービス水準の低下を緩やかにすることができる。

**Q 合併効果はいつ現れるのか**

A 合併直後は、コンピュータシステムの改修や建設計画に基づく施設の改修などで経費がかかるため、経費の削減効果は出ず、むしろ経費増に働くが、概ね10年ぐらいで職員数の削減などの経費削減の効果が現れると言われている。

(参考) 市町村合併による効率化効果 (総務省作成)  
 ・平成11年～17年度に合併した市町村557団体を対象に試算。  
 ・合併した市町村557団体の財政規模約20.3兆円  
 約20.3兆円⇒合併による効率化効果額 約1.8兆円 ▲8.9%



**参考**

**【開催経過】**

開催日	審議内容
第1回 (18.1.11)	・これまでの市町村合併への取組について ・基礎自治体の現況と課題について
第2回 (18.2.8)	・持続可能な公共サービス提供のあり方について
第3回 (18.2.22)	⇒ 財政運営、公共施設、行政運営体制、公民協働など
第4回 (18.5.31)	・大阪都市圏における望ましい基礎自治体の姿について ・市町村合併の推進に向けた取組について
第5回 (18.7.26)	・中間まとめ ・市町村合併に関するアンケート調査実施 (8月～9月)
第6回 (18.12.15)	・構想策定に向け議論すべき事項について
第7回 (19.5.31)	⇒ 構想対象市町村の組合せの考え方、合併を推進するために必要な措置
第8回 (19.6.29)	・答申素案について
第9回 (19.8.10)	・答申案について

**【委員名簿】**

氏名	職名	備考
上垣 正純	大阪府町村長会会長 (熊取町長)	
小牧 規子	読売新聞大阪本社編集委員	
齊藤 慎	大阪大学大学院経済学研究科教授	会長代理
篠崎 由紀子	株式会社都市生活研究所代表取締役社長	
関川 芳孝	大阪府立大学人間社会学部教授	
新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科長	
宮本 勝浩	関西大学大学院会計研究科教授	会長
藤本 ちよみ	日本労働組合総連合会大阪府連合会事務局長	